

東京都医療DX推進協議会設置要綱

制定 令和7年7月2日付7保医医政第750号

(目的)

第1条 都民に切れ目のない質の高い医療を効率的に提供するため、都内医療機関等がデジタル技術を活用した情報連携や基盤整備を図るために必要な専門的な意見を聴取することを目的として、東京都医療DX推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 所掌事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 都内医療機関等におけるデジタル技術を活用した情報連携及び基盤整備に関すること
- (2) (1)に係る情報発信に関すること
- (3) その他前条の設置目的に関して必要な事項

(委員構成)

第3条 協議会は、学識経験を有する者、医療関係団体代表（公益社団法人東京都医師会、一般社団法人東京都病院協会、一般社団法人東京精神科病院協会、公益社団法人東京都歯科医師会、公益社団法人東京都薬剤師会、公益社団法人東京都看護協会、一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会）、患者、その他関係団体代表（東京都国民健康保険団体連合会、健康保険組合連合会東京連合会、社会福祉法人東京都社会福祉協議会）及び関係行政機関の職員のうちから、保健医療局長が任命し、又は委嘱する委員をもって構成する。

なお、公益社団法人東京都医師会及び一般社団法人東京都病院協会の委員については、各団体において医療情報分野を担当する役員及び医療連携分野を担当する役員、一般社団法人東京精神科病院協会、公益社団法人東京都歯科医師会、公益社団法人東京都薬剤師会、公益社団法人東京都看護協会、東京都国民健康保険団体連合会及び健康保険組合連合会東京連合会の委員については、各団体において医療DX分野を担当する役員、一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会及び社会福祉法人東京都社会福祉協議会の委員については、各団体において医療DX分野を担当する管理職とする。

(会長及び副会長等)

第4条 協議会には会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により選任する。
- 3 会長は協議会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会の設置)

第5条 協議会は、専門的な事項について、意見を聴取するための部会を置くことができる。

2 部会は、協議会の委員のうちから会長が指名する委員又は会長が指名する者のうちから保健医療局長が別に委嘱する委員をもって構成する。

3 部会は、会長が招集する。

(部会長)

第6条 部会には部会長を置く。

2 部会長は、会長の指名により選任する。

3 部会長は、部会を統括する。

(任期)

第7条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、他の委員の任期の途中で新たに委員を任命し、又は委嘱する場合等、特別な理由があるときは、2年以内とする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定は、部会の委員の任期について準用する。

(招集等)

第8条 協議会は、局長が招集する。

2 会長は、必要に応じて協議会及び部会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聽くことができる。

(協議会及び会議録等の取扱い)

第9条 協議会並びに協議会に係る会議録及び資料（以下「会議録等」という。）は、個人情報の保護等特に非公開とする必要がある場合を除き、全て公開する。

2 協議会又は会議録等を公開するときは、会長は必要な条件を付すことができる。

3 前2項の規定は、部会の会議録等の取扱いについて準用する。

(庶務)

第10条 協議会及び部会の庶務は、東京都保健医療局医療政策部医療政策課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会及び部会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月2日から施行する。